別紙１

凡例　①：代表者／所在地

②：営業停止期間　③：法令根拠　④：処分理由

１　株式会社雅工業（東京都知事（特－８）第 145683 号）

①	門脇　雅宜　／　東京都練馬区栄町 30 番２号
②	令和８年 12 月３日（木曜日）～令和８年 12 月９日（水曜日）（７日間）
③	建設業法第 28 条第３項（第１項第２号該当）
④	株式会社雅工業は、特定建設業の許可を有していない期間、東京都内の公共工事において、建設業法第３条第１項第２号の規定に違反して、下請代金の額が建設業法施行令第２条に規定する金額以上となる下請契約を締結した。 このことが、建設業法第 28 条第１項第２号及び同条第３項に該当する。

２　株式会社浅野工業（東京都知事（特－５）第 16102 号）

①	浅野　茂雄　／　東京都足立区千住曙町 17 番１号
②	令和８年 12 月３日（木曜日）～令和８年 12 月 17 日（木曜日）（15 日間）
③	建設業法第 28 条第３項（第１項第２号該当）
④	株式会社浅野工業は、東京都足立区内の公共工事において、建設業法第 26 条第１項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置した。 このことが、建設業法第 28 条第２項第２号及び同条第３項に該当する。